

平成 23 年 3 月 30 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング 20 階
産業ファンド投資法人
代表者名 執行役員 倉都康行
(コード番号 3249)

資産運用会社名
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
代表取締役社長 久我卓也
問合せ先 インダストリアル本部長 西川嘉人
TEL. 03-5293-7091

資産の取得の中止に関するお知らせ【IIF新砂データセンター】

本投資法人は、平成20年6月27日付リリース「資産の取得に関するお知らせ」にてお知らせした「IIF新砂データセンター（以下、「本物件」と言います。）」について、売主である合同会社インダストリアル・シックス^(注)（以下、「売主」と言います。）との間で、平成23年3月31日に信託受益権売買契約合意解除書（以下「合意解除書」と言います。）を締結することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 売却意向通知の受領について

本投資法人は、平成22年7月20日付リリース「資産の取得予定時期の延期に関するお知らせ【IIF新砂データセンター】」でお知らせした通り、売主との間で本物件の取得時期を延長することを目的とする覚書（以下、「本覚書」と言います。）を締結しております。本覚書においては、下記の通り、取得時期の延長に加え売主の第三者への売却活動についても規定しております。

今般、売主より本投資法人に対し、本覚書に基づき、売主が平成23年3月31日付で第三者へ本物件の売却を行う意向を表明する通知を受けました。

【本覚書の概要】

①取引実行日の変更

平成25年9月末日又はそれ以前の当事者間で合意する日を取引実行日とする。

②第三者に対する売却活動

取引実行期限までの期間において、売主は本投資法人以外の第三者に本物件を売却することができる。ただし、売主が本物件を第三者に売却しようとする場合、本投資法人は本売買契約金額以上かつ第三者の提示価格を上回る価格で本物件を取得できる権利を有する。

なお、上記に基づき、売主が本投資法人以外の第三者に本物件を売却した場合、第三者への売却価格が本売買契約金額を下回る価格であっても、売主はその差額を本投資法人に対して請求しない。

2. 本物件取得権利の不行使について

この通知を受け、本投資法人は、本物件の取得が現在のポートフォリオに与える影響や、本投資法人の成長戦略との関係などを慎重に検討した結果、売主の通知に対して本投資法人の有する権利を行使しないことを決定いたしました。

なお、信託受益権売買契約の解除による違約金等は発生いたしません。

また、本物件の売却先および売却金額については売主の守秘義務の関係上、非開示といたします。

(注) 本物件の旧受益権者は、資産運用会社のスポンサーである三菱商事株式会社が匿名組合出資する特別目的会社である合同会社インダストリアル新砂でしたが、同社は、同じく三菱商事株式会社が匿名組合出資する特別目的会社である合同会社インダストリアル・シックスとの間で平成22年9月29日付で締結した契約上の地位譲渡に関する合意書に基づき売主の地位を合同会社インダストリアル・シックスに譲渡しており、本投資法人は当該地位譲渡について承諾しています。

3. 合意解除書の概要

概要は以下の通りです。

①締結予定日

平成 23 年 3 月 31 日（予定）

②損害賠償

本件解除に関して、本合意書の当事者は、他の当事者に対して、損害賠償金、違約金その他の金員の支払請求を行わない。

4. 今後の見通し

本件による本投資法人への運用状況への影響はありません。

以上

【ご参考】(WEB 上でご確認頂いた場合、タイトルをクリックしていただくと本投資法人 Web ページに掲載されている該当記事が表示され、閲覧することが出来ます。)

平成 20 年 6 月 27 日付：「資産の取得に関するお知らせ」

平成 22 年 7 月 20 日付：「資産の取得予定時期の延期に関するお知らせ【IIF 新砂データセンター】」

* 本投資法人のホームページ：<http://www.iif-reit.com/>